令和7年度 税制改正大綱

所得税•資産税•法人税

内容

■所得税

- いわゆる103万の壁を123万に引き上げ
- ・ 特定扶養控除の年収要件を150万に引き上げ
- 子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充
- ・ 住宅ローン減税の子育て世帯優遇を1年延長
- iDeCoの掛金上限額を引き上げ

■資産税

- 教育資金、結婚・子育て資金の非課税贈与の延長
- 非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度における役員就任要件の見直し
- 【番外】インフレで相続課税対象者が増加傾向 相続税の状況(R6.12国税庁発表)

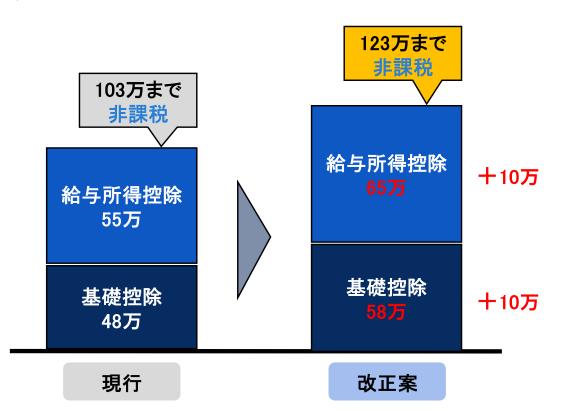
■法人税

- ・ 中小法人税率の軽減税率を2年延長
- 防衛特別法人税(仮称)の創設

所得税

いわゆる103万の壁を123万に引き上げ

◆103万の壁 → 123万へ引き上げへ



同族法人における役員報酬の考え方

◆非課税範囲内の役員報酬設定額

従来:月額8万程度(年96万) 改正案:月額9万程度(年108万)

→月10万の設定は住民税の控除を超えてしまう傾向

※社会保険に加入している場合、月額8万と9万では等級が変わると思われるためご留意ください

◆給与所得控除で控除可能な役員報酬

従 来:月額4.5万程度(年54万) 改正案:月額5.4万程度(年64.8万)

※社会保険に加入している場合、月額4.5万と5.4万で等級は変わらないと思われます

【参考】住民税における改正

- ◆現 行 基礎控除43万 給与所得控除55万 →合計 98万
- ◆改正案 基礎控除43万 給与所得控除65万 →合計108万

住民税は基礎控除据え置き

適用時期:令和7年以後の所得税に適用

いわゆる103万の壁につき、給与所得控除と基礎控除がそれぞれ10万円ずつ引き上げられた 結果、非課税枠は123万となる見込みとなる。但し、住民税の基礎控除は据え置きのため、非課税の範囲で設 定する役員報酬額は注意が必要

いわゆる103万の壁を123万に引き上げ

◆高所得者における基礎控除の見直し

現行

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,400万以下	48万
2,400万超~2,450万以下	32万
2,450万超~2,500万以下	16万
2,500万超	0円



改正案

納税者本人の合計所得金額	控除額
2,350万以下	58万
2,350万超~2,400万以下	48万
2,400万超~2,450万以下	32万
2,450万超~2,500万以下	16万
2,500万超	0円

適用時期:令和7年以後の所得税に適用

基礎控除の引き上げに伴い、高所得者の基礎控除額も見直しがされる見込みとなる 2,400万超の取り扱いは従来通りであるが、基礎控除引き上げの恩恵を受けられる所得層は2,350万以下と、従 来の2,400万以下から50万減額される予定である

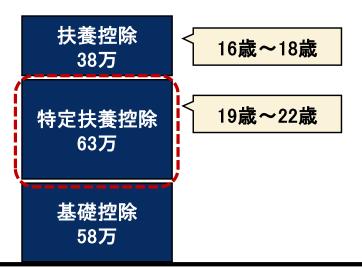
◆19歳以上23歳未満の親族等に対する特定親族特別控除(仮称)の創設

現行(特定扶養控除(19歳~23歳未満))

親族等の合計所得金額	控除額
48万以下(給与収入103万以下)	63万
48万超(給与収入103万超)	0

※給与収入103万-給与所得控除55万(現行)=48万(給与 所得のみの場合の合計所得)

【所得控除イメージ】



創設案

親族等の合計所得金額	控除額
58万超~85万以下(給与収入150万以下)	63万
85万超~90万以下	61万
90万超~95万以下	51万
95万超~100万以下	41万
100万超~105万以下	31万
105万超~110万以下	21万
110万超~115万以下	11万
115万超~120万以下	6万
120万超~123万以下	3万
123万超(給与収入188万超)	0

※給与収入150万-給与所得控除65万(改正案)=85万(給 与所得のみの場合の合計所得)

適用時期:令和7年以後の所得税に適用

主に大学生を対象としたアルバイト収入と扶養控除の関係も対象が拡充される見込みとなる。配偶者特別控除のような控除体系となっており、年末を中心とした大学生アルバイトの働き控えの対策とされている

子育て世帯に対する生命保険料控除の拡充

◆新生命保険料控除(一般)について、23歳未満の扶養親族を有する場合の控除額を拡充

現行

年間の新生命保険料	控除額
2万以下	支払保険料等の全額
2万超~4万以下	支払保険料等×1/2+1万
4万超~8万以下	支払保険料等×1/4+2万
8万超	一律4万



改正案

年間の新生命保険料	控除額
3万以下	支払保険料等の全額
3万超~6万以下	支払保険料等×1/2+1.5万
6万超~12万以下	支払保険料等×1/4+3万
12万超	一律6万

※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保 険料控除の合計適用限度額は12万円とする(現行と同じ)

適用時期: 令和8年分以降の一般生命保険料控除に適用

新生命保険料のうち、一般生命保険料控除は子育て世代を対象に控除額が2万円引き上げられた 但し、控除額の総額は現行の12万円が維持される

住宅ローン減税の子育て世帯優遇を1年延長

◆借入限度額を子育て世帯に限り、従前の金額を維持

15 -t- 15		令和65	年入居 制度適用
住宅区分	令和4年~5年入居	子育て世帯	その他の世帯
長期優良住宅 低炭素住宅	5,000万	5,000万	4,500万
ZEH水準省エネ住宅	4,500万	4,500万	3,500万
省エネ基準適合住宅	4,000万	4,000万	3,000万
省エネ基準を 満たさない住宅	3,000万	0円	

[※]税額控除は一律0.7%、控除期間は最大13年。「子育て世帯」は19歳未満の子供がいるか、又は夫婦いずれかが40歳未満

昨年開始した子育て世帯を対象とした住宅ローン控除は令和7年も引き続き制度が維持されることとなる見込みである

今和7年 ₹ 早±

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金上限額を引き上げ

◆掛金上限を7,000円程度引き上げ

区分		拠出限度額(月額)			
		現行	改正案		
自営業・フリーランス		国民年金掛金とiDeCo合計で 6.8万	国民年金掛金とiDeCo合計で 7.5万		
企業年金無し		iDeCoのみで 2.3万	iDeCoのみで <mark>6.2万</mark>		
会 社 企業型確定拠出年金(DC)のみ加入 員		∆ =1 <i>-</i> 7.	∆ =1 <i>−</i> :		
DCと確定給付企業年金(DB)に加入		合計で 5.5万 (iDeCo上限2万)	合計で <mark>6.2万</mark> (iDeCo上限は <mark>撤廃</mark>)		
公務員		(-= - - - - - - - - 	(= = = — [2(13)]		

iDeCoは掛金の上限を7,000円程度引き上げる見込みとされている(企業年金無しは3.9万引き上げ) iDeCoは国民年金や厚生年金に上乗せする私的年金のひとつで、原則60歳まで引き出せないが掛金の全額が所得控除となり、運用益も非課税となる優遇措置がある

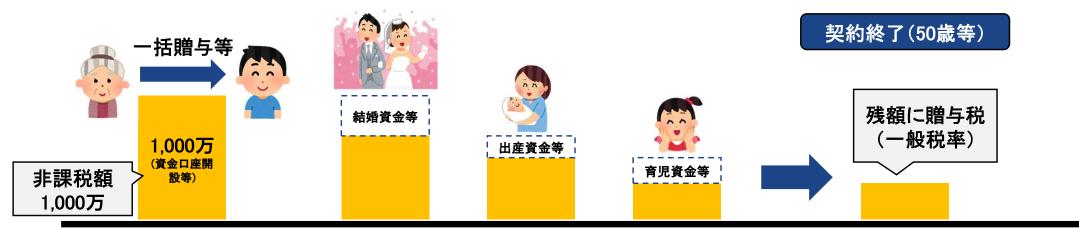
引退後、国の年金制度のみでの生活維持が不安視されるなか、政府としては更に私的年金の活用を広げるとともに、1,100兆ともいわれる家計の現預金を本制度などによって、国として運用したいという狙いもある

資産税

教育資金、結婚・子育て資金の非課税贈与の延長

結婚・子育て資金の非課税贈与

①適用税率の見直し

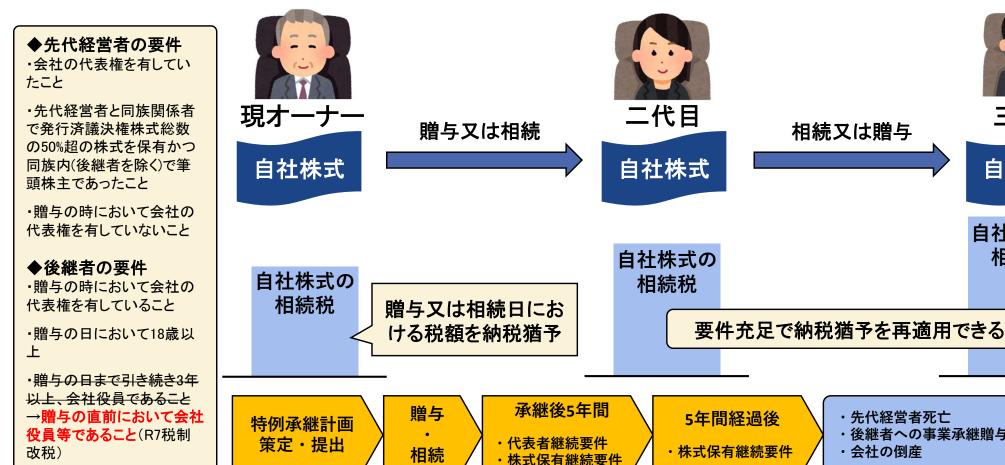


②適用期限の延長 現行の令和7年3月31日までを2年延長し、令和9年3月31日までとする

令和5年の税制改正において、利用者低迷から令和7年3月31日までの期限をもって廃止が検討されていた結婚・子育て資金の非課税贈与制度であるが、政府が掲げる「こども未来戦略」(令和8年度まで)の集中取組期間の最中とのことで2年間延長されることとなった

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度における役員就任要件の見直し

◆現行、贈与の日まで引き続き3年以上とされている役員就任要件を、贈与の直前までとする



提出期限:令和8年3月31日

- ・先代経営者死亡
 - ・後継者への事業承継贈与
 - ・会社の倒産

猶予 税額 免除

三代目

自社株式

自社株式の 相続税

非上場株式の納税猶予のうち、贈与における役員就任要件が緩和されている わが国では事業承継が進んでいないとされており、本制度も含めて様々な方法での事業承継促進が望まれる

その他要件有り

【番外】インフレで相続課税対象者が増加傾向 相続税の状況(R6.12国税庁発表)

- ◆令和6年12月国税庁発表によると、令和5年における相続税の課税対象は約9.9%とおよそ10人に1人の被相続人が対象となっている
- ◆国内がインフレ傾向のなか、相続税の基礎控除は変動していないため、基礎控除の改正がされない限り相続税の増加傾向は今後も続くと考えられる(大綱において、改正を検討する言及はなかった)

【相続税の申告実績】

項目	令和4年	令和5年	前年比
被相続人数(死亡者数)	1,569,050人	1,576,016人	100.4%
相続税対象の被相続人数	150,858人	155,740人	103.2%
課税対象割合	9.6%	9.9%	0.3ポイント増
課税価格	206,840億円	216,335億円	104.6%
税額	27,989億円	30,053億円	107.4%
税額負担割合	13.5%	13.8%	0.3ポイント増

【相続財産の金額推移】

単位:億円

年数	土地	家屋	株式等	現預金	その他	合計
R2	60,389	9,302	25,811	58,989	19,678	174,168
R3	65,428	10,133	32,204	66,846	22,182	196,794
R4	70,688	11,092	35,702	76,304	24,877	218,663
R5	71,425	11,452	38,779	79,633	25,817	227,107

インフレ傾向

国税庁「令和5年分 相続税の申告事績の概 要」

【番外】相続税の状況(R6.12国税庁発表)

【被相続人総数のうち、相続税対象人数割合の推移】



【相続税の課税価格と税額の推移】



国税庁「令和5年分 相続税の申告事績の概要」

法人税

法人税の改正

◆中小法人の軽減税率を2年延長

区分		課税所得800万円以下の部分に対する税率		
	or and the second secon	現行	改正案	
① ②以外の中小法人	課税所得800万円以下	本則税率:19%	15% (令和9年3月末まで2年間延長)	
② 課税所得10億超の中小法人	の部分に対する税率	1370	17%	

※中小法人:資本金1億円以下の法人

適用時期:記載無し

- ◆防衛特別法人税(仮称)の創設
- 税額の計算方法法人の各事業年度の課税標準法人税額×4%
 - ※課税標準法人税額:法人税額一基礎控除額(500万円)

適用時期:令和8年4月1日以後に開始する事業年度から

法人税法の改正としては中小法人の軽減税率が2年間延長されることとなった。但し、課税所得10億超の法人は対象から除かれ、税率が17%へ引き上げられている

また、防衛力強化の財源として防衛特別法人税の創設が予定されている。この他、防衛力強化の財源としてはたばこ税の増税が併せて予定されている(将来的には所得税も)



SASAGAWA Tax Firm

【 お問い合わせ 】 笹川税理士事務所

〒530-0044 大阪市北区東天満1丁目10番14号 MF南森町2ビル3階BC号室

Tel: 06-6948-8763

Mail: biz@apextrust-p-tax.com

最後までご覧いただき、ありがとうございます。

資料内容に関するご質問又はご不明な点等がございましたら、お気軽にお電話又はメールにてお問合せください。 ご連絡心よりお待ちしております。

免責事項

- ・この報告書は税務申告に使用する為ではなく、仮定条件に基づく概算額の試算やそれに基づく情報提供を目的として作成しております。実際の申告は当職を始めとする税理士等の専門家に必ずご相談下さい。
- ・本資料に記載されている情報は、一般的内容である為、本資料のご利用は特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はご遠慮頂きますようお願い致します。

また、本資料について、弊社はその内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

- ・本資料の著作権は弊社に帰属しております。一部もしくは全部についていかなる手段・目的においても、無断での複製または転送等は禁止させて 頂いております。
- ・本資料は、弊社の事前の承諾なく、第三者への開示、全部あるいは一部の引用を行わないようお願い申し上げます。なお、本資料等をご利用になる際には、弊社までご連絡頂きますことをご了承お願い致します。

SASAGAWA Tax Firm

笹川税理士事務所 アペックストラストパートナーズ株式会社

〒530-0044 大阪市北区東天満1丁目10番14号 MF南森町2ビル3階BC号室

電話:06-6948-8763 FAX:06-6948-8764 代表:税理士 笹川大介

メールアドレス:biz@apextrust-p-tax.com

SASAGAWA Tax Firm